

備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」バナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び福山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」バナー広告（以下「本サイト」という。）へのバナー広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 本サイト 備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」をいう。
- (2) バナー広告 文字または画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 本サイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

- 2 前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認めたリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。

(広告の掲載期間及び規格等)

第5条 広告の掲載期間及び規格等は第7条で規定する募集要項で定める。

(広告枠の売り渡し方法)

第6条 広告枠は、広告代理店又は同程度の業務を行う業者に適正な価格で売り渡すものとし、具体的な売り渡し方法は次条で規定する募集要項で定める。

(募集要項)

第7条 広告の募集及び決定については、次に掲げる事項を記した「備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」取扱業務募集要項」を定めて行う。

- (1) 広告の掲載場所
- (2) 広告枠の売り渡し方法
- (3) 広告の枠数
- (4) 広告の売り渡し期間（掲載開始日及び終了日）
- (5) 広告の規格等
- (6) その他、広告の募集や決定等に関し必要な事項

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月3日から施行する。